

1. 東京 2020 大会の正式名称
2. 東京 2020 大会の目的

## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）  
東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

**都民 FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる**

#### 東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

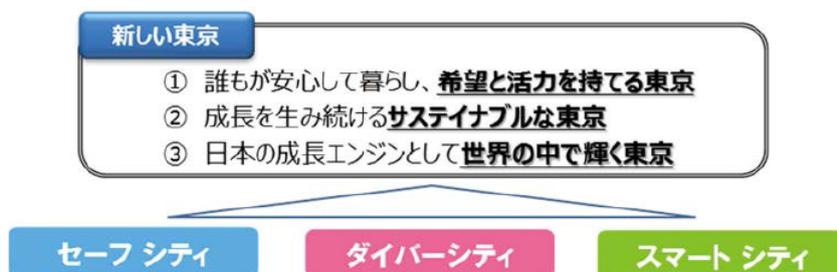


図 2.2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京 2020 大会において、オリンピック競技大会は7月 24 日の開会式に続いて、7月 25 日から8月 9日までの16 日間で開催し、閉会式は8月 9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月 25 日から9月 6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

#### 3.2 東京 2020 大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年2月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2020 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

### 4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

#### 4.1 目的

オリンピックアクアティクスセンターは、東京 2020 大会において、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京 2020 大会後は、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用していくことを想定している。

本事業は、東京 2020 大会及び後利用の施設整備のため、オリンピックアクアティクスセンターの新設を行うものである。

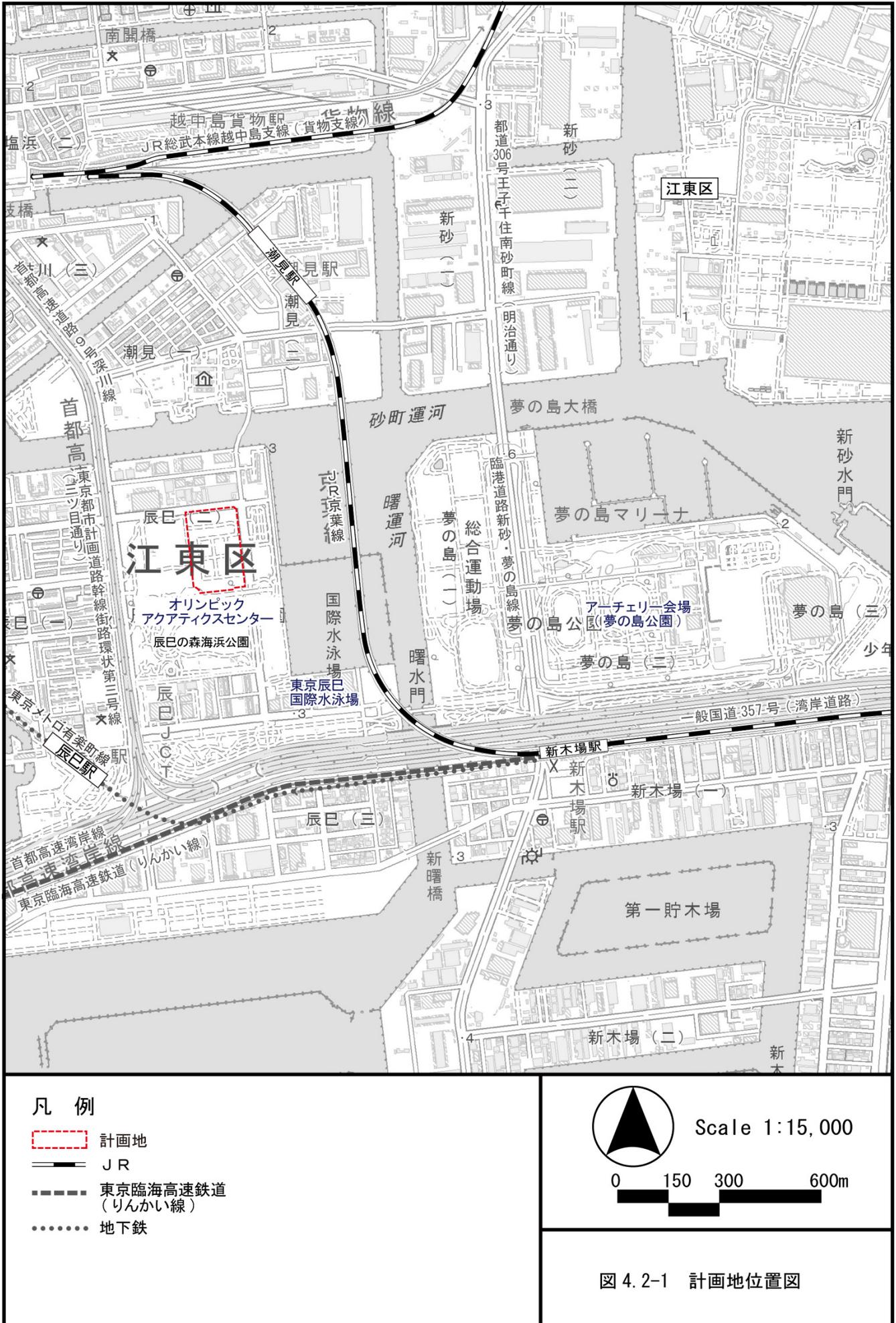
#### 4.2 内容

##### 4.2.1 位置

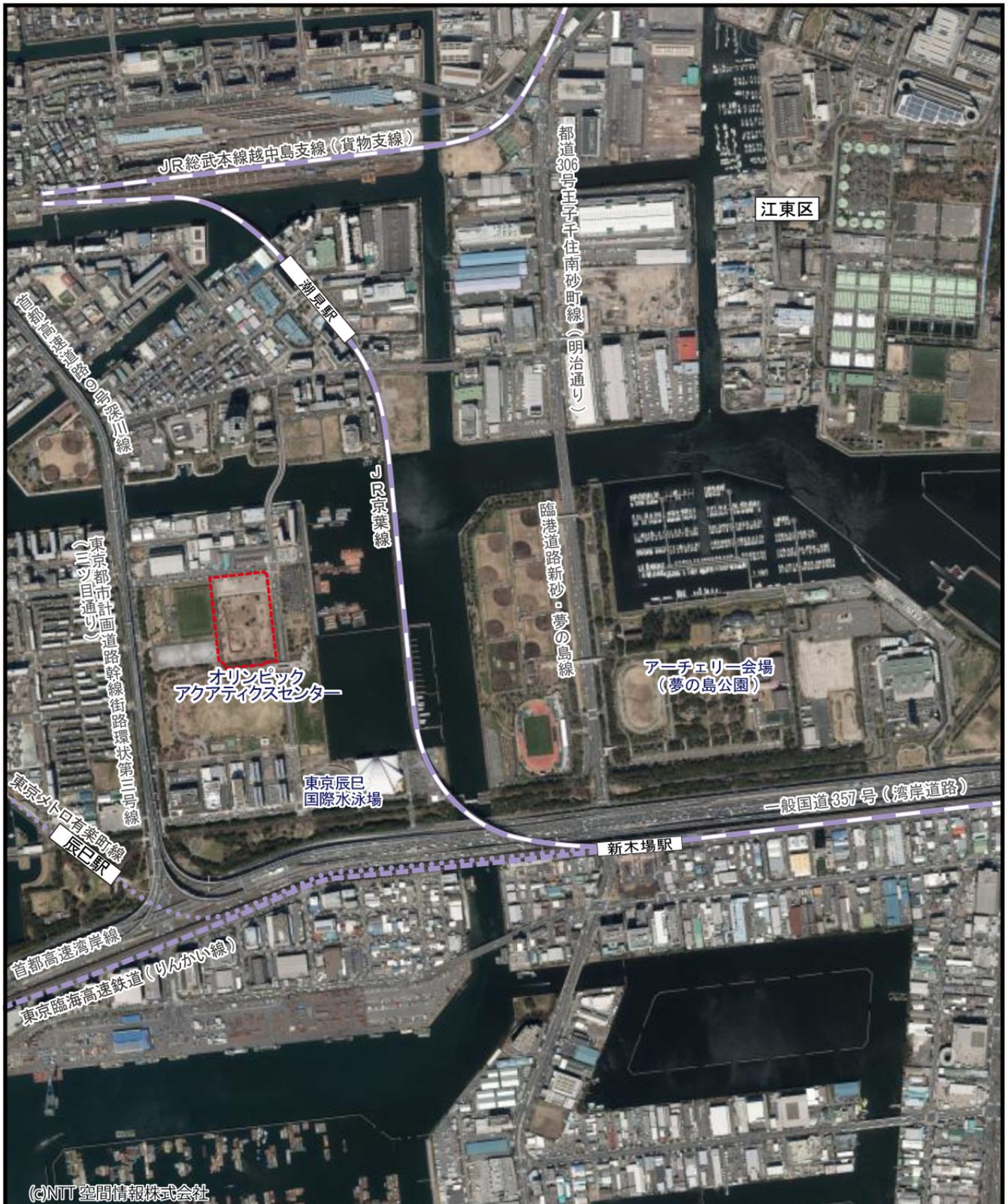
計画地の位置は、図 4.2-1 及び写真 4.2-1 に示すとおり江東区辰巳二丁目 2 番にあり、計画地面積は約 36,400m<sup>2</sup> である。本施設は、辰巳の森海浜公園の公園内に整備する施設として計画しており、辰巳の森海浜公園の敷地面積は約 161,900m<sup>2</sup> である。

また、計画地の東側には、アーチェリー会場（夢の島公園）が整備される計画である。

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



(C)NTT空間情報株式会社

凡 例

- 計画地
- J R
- 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000



写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

### 4.2.2 事業の基本構想

#### (1) 施設運営計画

##### ① 国内外の競技大会の開催

競泳等の競技大会を年間100大会開催し、アスリートに競い合いの場を提供して競技力の向上を図っていく

##### ② アスリートの強化、育成

オリンピック・パラリンピックやその後の国際大会を契機に、水泳の更なる裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成していく。

##### ③ 子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場

サブプール、スタジオ等を有効活用し、子供水泳教室、エアロビクスなど、子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供する。

##### ④ 周辺施設等との連携

辰巳の森海浜公園と一体となったにぎわいを創出し、都民の憩いの場としていく。

### 4.2.3 計画の変更理由及び概要

本計画は、平成28年2月15日に評価書案を、同年10月13日に評価書、同年10月14日にフォローアップ計画書をそれぞれ公表した。

一方、平成28年9月以降、都政改革本部オリンピック・パラリンピック調査チームの提言を受けて見直しの検討を行い、同年11月29日に、都、国際オリンピック委員会、組織委員会、国による四者協議を実施した結果、現計画地において、当初の2万席規模を1万5千席規模に縮小して新設し、大会後の減築は行わないとの結論に至り、東京2020大会後には、座席や屋外の避難階段等を撤去し、観客席数を5,000席規模に縮小する計画となった。

これを踏まえた、建築計画の見直しの結果、表4.2-1に示すとおり、建築面積、延床面積、最高高さ、階数、駐車台数を変更するとともに、建築計画の見直しや施工計画の精査により、工事工程を変更する。また、建設発生土を搬出する準備を行っていたところ、処分場の受入基準値を上回る汚染土壌が確認され、受入基準に非適合となる建設発生土を汚染土壌処理施設（管理型処分場等）へ搬出することとなったことから、廃棄物処理計画を変更する（変更内容の詳細は、資料編 p.1 参照）。

表 4.2-1 主な変更内容及びその理由の概要

項目	変更内容及びその理由の概要
(1) 建築計画	建築計画の見直しに伴い、建築面積、延床面積、最高高さ、階数、駐車場台数を変更する。
(2) 施工計画	建築計画の見直しや施工計画の精査により、工事工程を変更する。
(3) 廃棄物処理計画	受入基準に非適合となる建設発生土を汚染土壌処理施設（管理型処分場等）へ搬出することとなったことから、廃棄物処理計画を変更する。

#### 4.2.4 事業の基本計画

##### (1) 配置計画

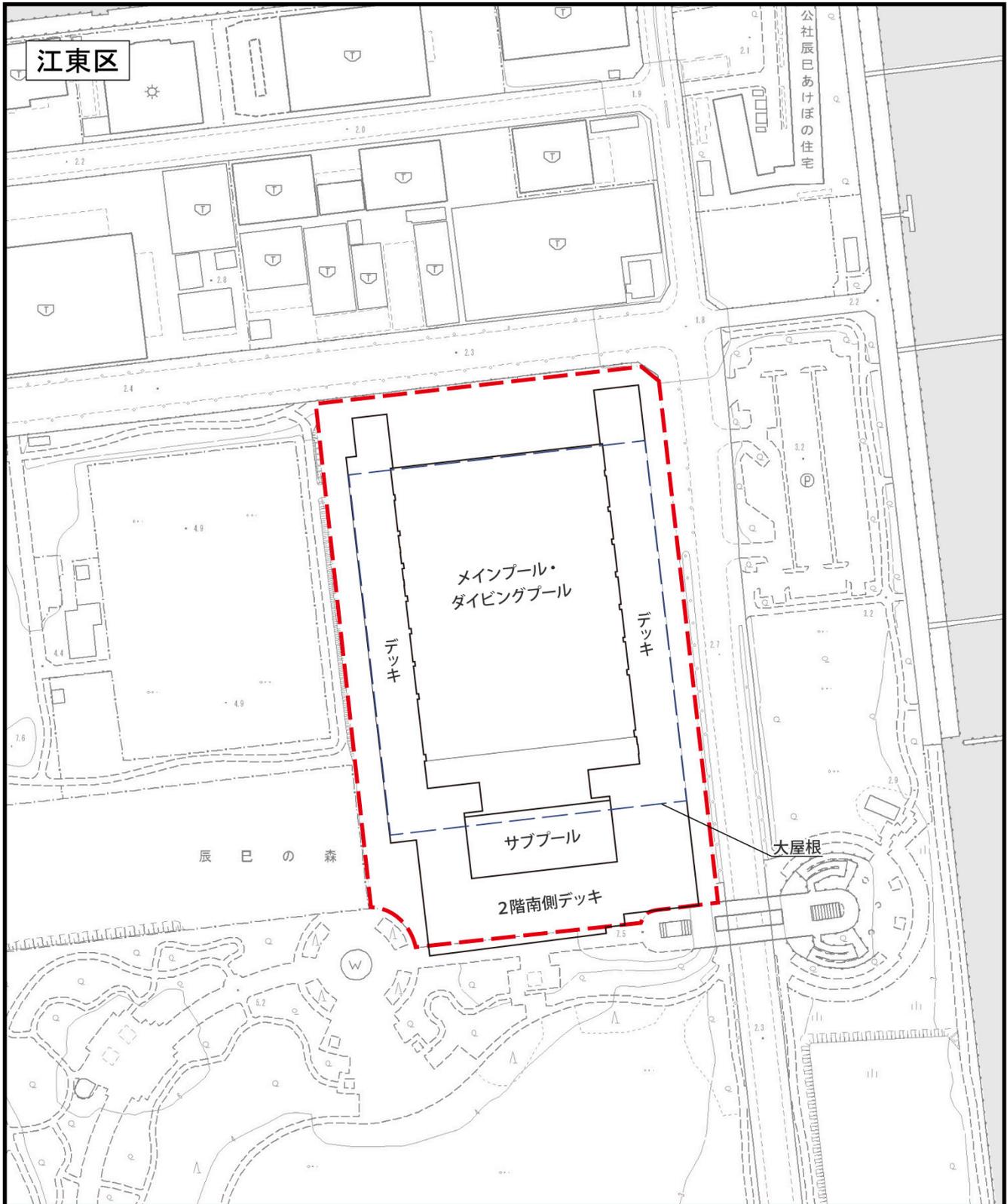
オリンピックアクアティクスセンターの配置計画図、断面図及びイメージ図は、図 4.2-2～図 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-2 オリンピックアクアティクスセンターの概要（予定）

項目	大会時	大会後
建築面積	約 30,000m <sup>2</sup>	約 28,500m <sup>2</sup>
延床面積	約 65,500m <sup>2</sup>	約 56,000m <sup>2</sup>
最高高さ	約 40m	約 40m
階数	地上 4 階、地下 1 階	地上 4 階、地下 1 階
構造	S 造、一部 SRC 造・RC 造	
駐車台数	(未定)	約 170 台

注) 変更内容の詳細は、資料編p.1参照。

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

計画地

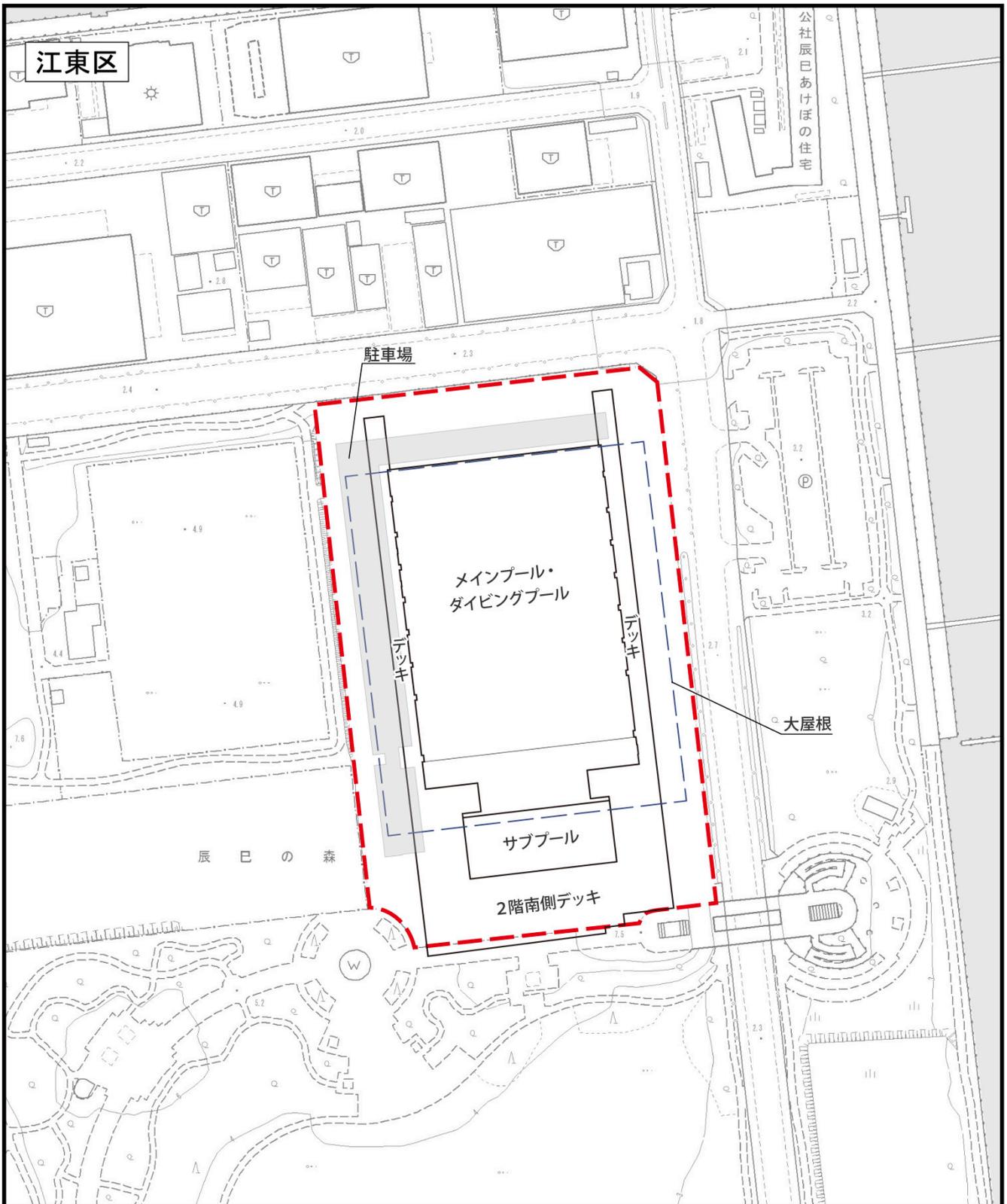


Scale 1:2,500

0 25 50 100m

図 4.2-2(1) 配置計画図(大会時)

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

--- 計画地



Scale 1:2,500

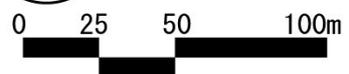


図 4.2-2(2) 配置計画図 (大会後)

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

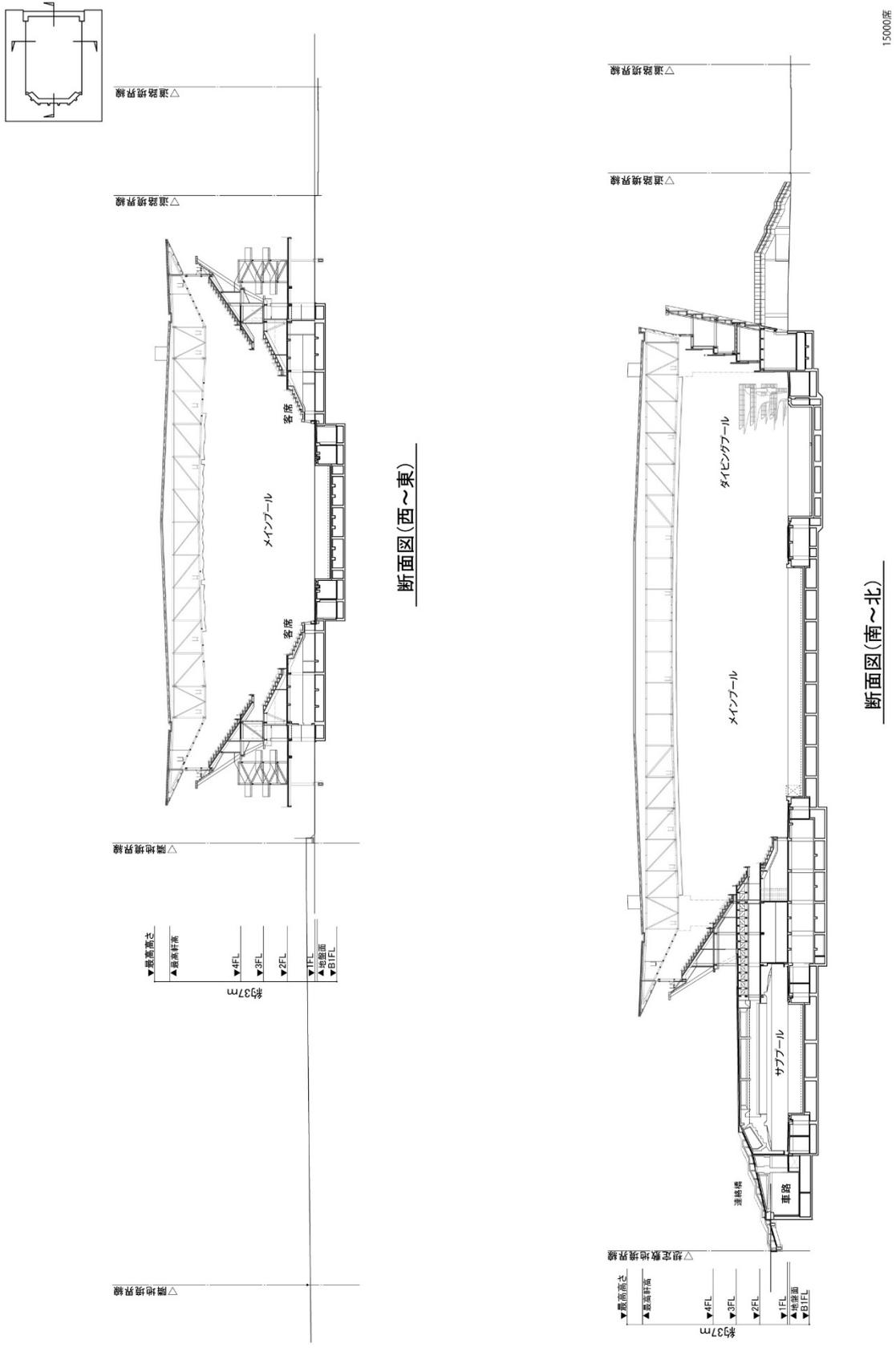
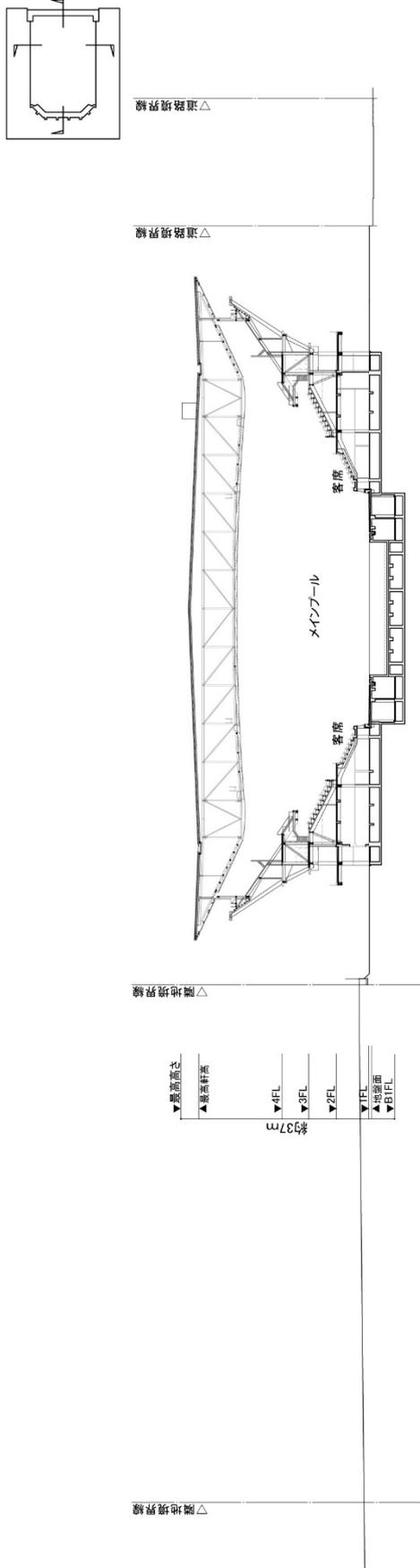
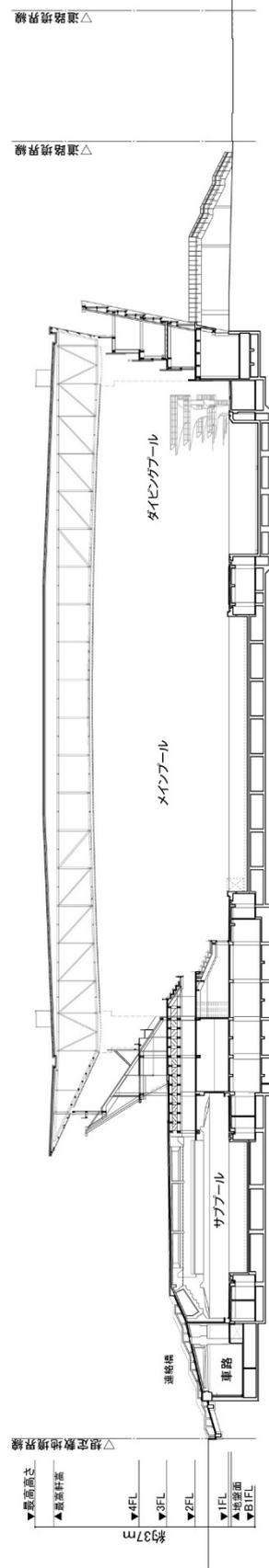


図 4.2-3(1) 断面図 (大会時)

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



断面図(西～東)



断面図(南～北)

5000席

図 4.2-3(2) 断面図(大会後)

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



15,000席モード（平成29年11月時点の大会時イメージ図）

図 4.2-4(1) イメージ図（大会時）

#### 4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



5,000席モード（平成29年11月時点の大会後イメージ図）

図4.2-4(2) イメージ図（大会後）

##### (2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

##### (3) 駐車場計画

駐車場計画は、図 4.2-2(2) (p.9 参照) に示すとおりである。駐車場は、建物西側の 2 階デッキの下部に平面駐車場 (約 170 台程度) を設ける計画である (大会後の計画であり、大会時の計画は未定)。

##### (4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、辰巳駅 (東京メトロ有楽町線)、潮見駅 (JR 京葉線)、新木場駅 (JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道 (りんかい線)) がある。辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線 (三ツ目通り) より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号 (湾岸道路)、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする計画である。

##### (5) 設備計画

上水給水設備は、敷地東側水道本管より引き込む計画である。また、ろ過装置からの排水を屋根雨水とともに処理し、雑用水受水槽に移送し、トイレ洗浄水及び外構散水として利用する計画である。排水は、公共下水道へ放流する。

電力は、高圧変電設備から供給する計画である。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備 (コージェネレーション設備) の設置、電気使用量削減のため、太陽光発電設備を設置する計画である。また、太陽熱利用設備、地中熱利用設備を採用する計画である。

##### (6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。建設発生土のうち、処分場の受入基準に非適合となる建設発生土については、汚染土壌処理施設 (管理型処分場等) へ搬出する。また、東京 2020 大会後の座席、屋外の避難階段等の撤去において発生する廃棄物についても、リサイクル及び適正処理を行う。

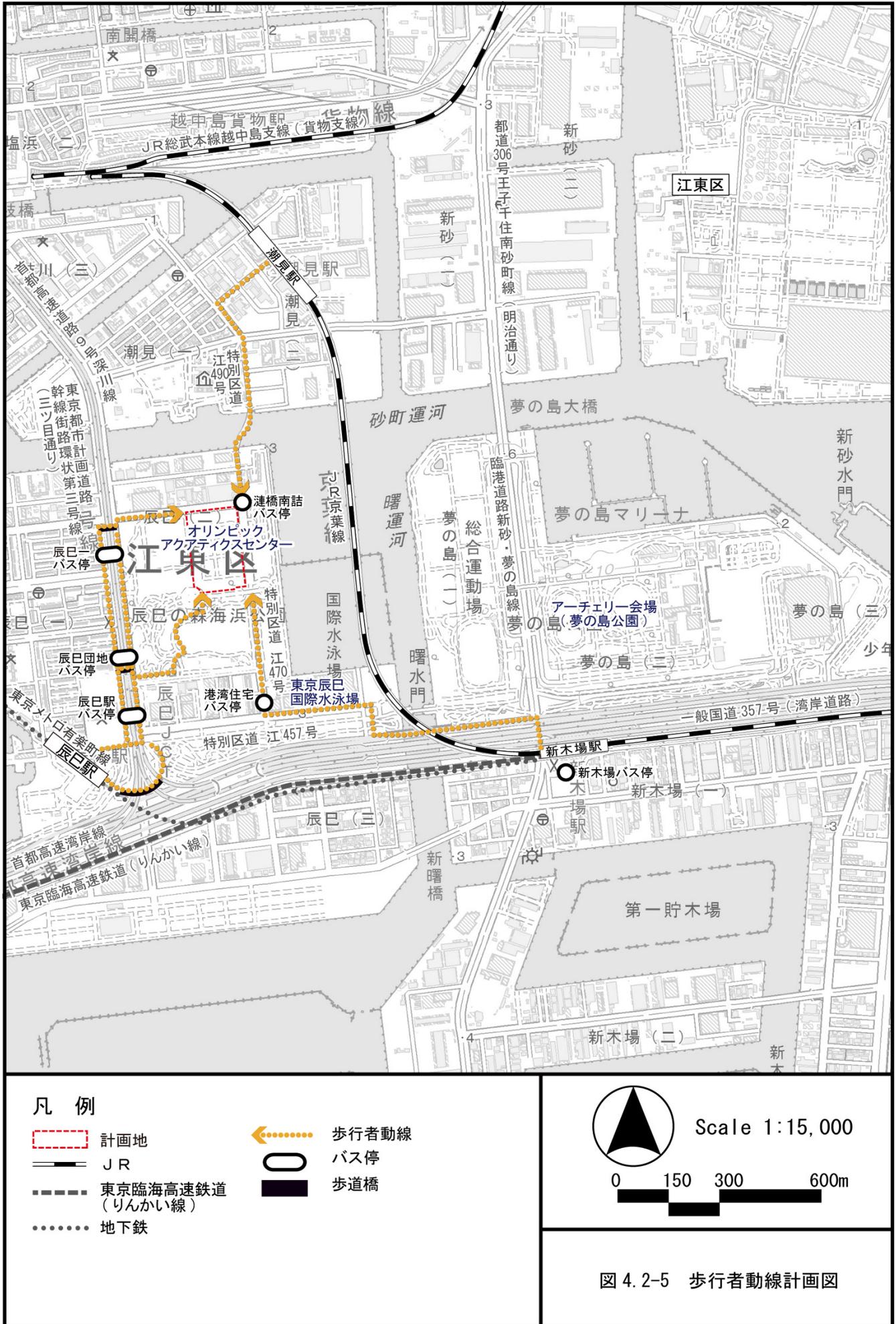
工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例 (平成 4 年東京都条例第 140 号)、江東区清掃リサイクル条例 (平成 11 年江東区条例第 34 号) 等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

##### (7) 緑化計画

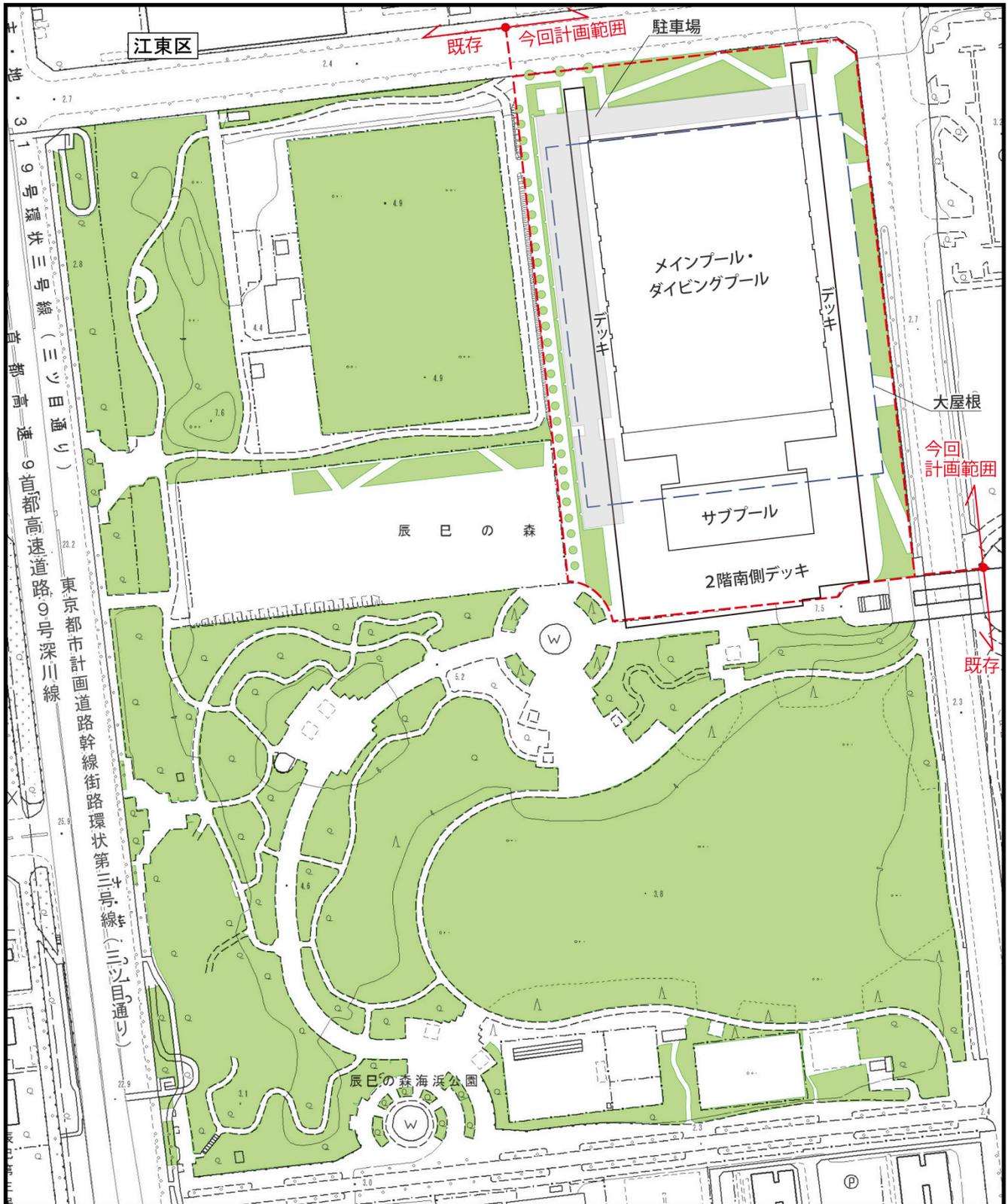
緑化計画は、図 4.2-6 に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成 11 年江東区条例第 36 号）における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m<sup>2</sup>、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m<sup>2</sup>、接道部緑化約 1,280m とする計画である。計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置していることから、周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある憩いの場をつくり出すほか、敷地の東側、北側には広い緑地帯を確保することで、周辺街区へも緑を提供するほか、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画である。敷地の北側及び東側の緑地帯は、緑のマウンドを設け、埋立地の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画である。また、樹種は、辰巳の森海浜公園内に位置する立地条件等を踏まえ、耐潮性に優れ、季節感の演出、建物とマウンドの造形に変化を与える特徴的な樹形のものとする。敷地の西側の緑地は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考に、公園と連続する樹種選定とし、公園との調和を意識した計画とする。主要な道路に面する敷地の東側及び北側の緑地は、既存の公園部分と緑が連続しながらも風景に変化を与える計画地に適した樹種選定とする。

なお、緑化面積は、計画地を含めた辰巳の森海浜公園内における計画通知予定の敷地（敷地面積約 161,900m<sup>2</sup>）を対象として、江東区の基準に基づき算定することとしているが、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 緑化



Scale 1:2,500



図 4.2-6 緑化計画図

## 4.2.5 施工計画

## (1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事も含めて平成 28 年 10 月から平成 31 年度の 39 か月を見込んでいる。なお、東京 2020 大会後に実施する撤去工事の実施時期については、現時点では未定である。

工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30	36	42
準備工事		■						
液状化対策工事		■						
本体工事	山留工事		■					
	杭工事		■					
	土工事		■	■	■		■	
	基礎躯体工事		■	■	■		■	
	地上鉄骨工事			■	■		■	
	屋根工事			■	■			
	地上躯体工事				■	■		
	外装工事					■	■	
	内装工事					■	■	
	外構工事						■	■

## (2) 施工方法の概要

## 1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約 3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行った。

## 2) 液状化対策工事

本体工事着手前の液状化対策として、砂杭による地盤改良を行った。

## 3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による山留を行った。

## 4) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設した。

## 5) 土工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

#### 4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

##### 6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

##### 7) 地上鉄骨工事

基礎躯体工事完了後、鉄骨地組、支柱建方を行う。

##### 8) 屋根工事

地上鉄骨工事と同時に屋根鉄骨地組、天井仕上工事等を行う。

##### 9) 地上躯体工事

地上躯体構築、プールの基礎躯体構築工事を行う。

##### 10) 外装工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上工事を実施する。

##### 11) 内装工事

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

##### 12) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施する。

#### (3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、特別区道 江 470 号を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、準備工事着工後 5 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において入場台数大型車 269 台/日、小型車 109 台/日、合計 378 台/日、出場台数大型車 269 台/日、小型車 107 台/日、合計 376 台/日である。

#### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表 4.2-4 主な建設機械（予定）

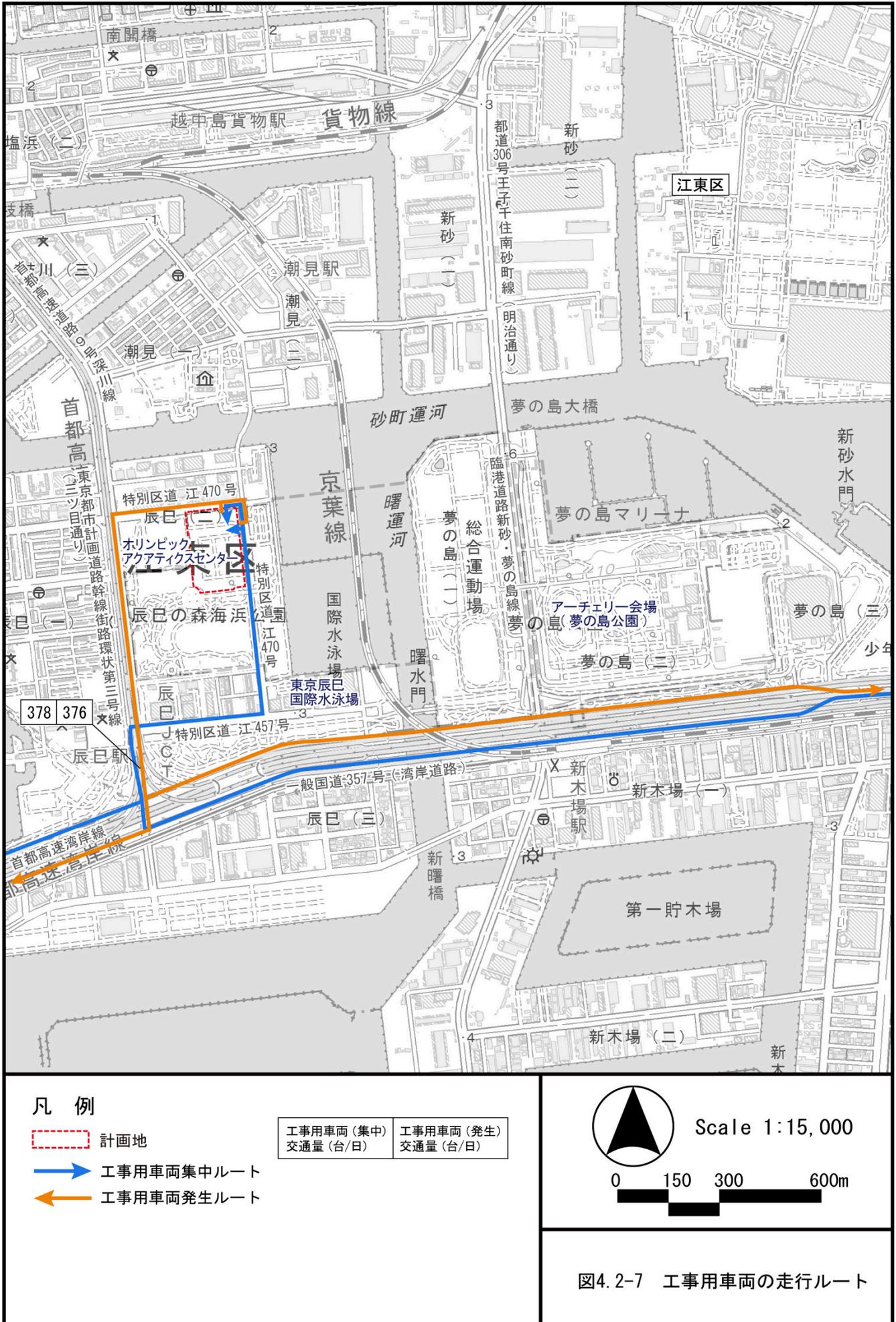
工 種	主な建設機械
準備工事	ブルドーザー、バックホウ
液状化対策工事	液状化対策施工機、タイヤショベル
山留工事	三軸掘削機、アポロン、サイレントパイラー、バックホウ
杭工事	杭打機、クローラークレーン、バックホウ
土工事	バックホウ
基礎躯体工事	バックホウ、コンクリートポンプ車
地上鉄骨工事	クローラークレーン
屋根工事	クローラークレーン
地上躯体工事	クレーン車、コンクリートポンプ車
外装工事	クレーン車
内装工事	クレーン車
外構工事	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー

注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

#### 4.2.6 供用の計画

本事業で整備するオリンピックアクアティクスセンターは、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用する施設として広く一般に供用する計画である。

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

## 4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(8)に示すとおりである。

表 4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～</li> <li>◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開</li> <li>◆ 持続可能な環境交通の実現</li> <li>◆ 省資源化と資源の循環利用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。</li> <li>・ 太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。</li> <li>・ 都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。</li> <li>・ 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討する。</li> <li>・ 軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。</li> <li>・ 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。</li> <li>・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・ 基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。</li> </ul>

表 4.2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～</li> <li>◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開</li> <li>◆ 持続可能な環境交通の実現</li> <li>◆ 省資源化と資源の循環利用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> <li>・ 「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> <li>・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～</li> <li>◆ 大気汚染物質の更なる排出削減</li> <li>◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組</li> <li>◆ 生活環境問題の解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。</li> <li>・ 排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。</li> <li>・ 工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～</li> <li>◆ 市街地における豊かな緑の創出</li> <li>◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復</li> <li>◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000㎡、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000㎡、接道部緑化約1,280mとする計画としている。</li> <li>・ 計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。</li> <li>・ 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。</li> <li>・ 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。</li> <li>・ 既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。</li> </ul>

表 4.2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。</li> </ul>
緑の東京計画 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる工夫による緑の創出と保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m<sup>2</sup>、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m<sup>2</sup>、接道部緑化約1,280mとする計画としている。</li> <li>計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。</li> <li>辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。</li> <li>植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。</li> <li>既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。</li> </ul>
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m<sup>2</sup>、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m<sup>2</sup>、接道部緑化約1,280mとする計画としている。</li> <li>計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。</li> <li>辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。</li> <li>植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。</li> <li>既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。</li> </ul>

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設におけるみどりの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約50,000㎡、接道部緑化延長約1,170m)を満たす地上部緑化約82,000㎡、接道部緑化約1,280mとする計画としている。</li> <li>計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。</li> <li>辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。</li> <li>植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。</li> <li>既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。</li> </ul>
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活力と魅力ある「水の都」づくり</li> <li>河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。</li> <li>屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。</li> <li>本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。</li> <li>東京大会時の建物は、観客席15,000席を要した水泳会場とし、大会後には座席や屋外の避難階段等を撤去し、観客席を5,000席規模に縮小する計画とする。</li> <li>水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。</li> </ul>
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R施策の促進</li> <li>適正処理の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-5(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設泥土を活用する</li> <li>・建設発生土を活用する</li> <li>・廃棄物を建設資材に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。</li> </ul>

表 4.2-5(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO 低炭素プラン～</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・自然との共生</li> <li>・環境に配慮した快適なまちづくりの推進</li> <li>・安全・安心な生活環境の確保</li> <li>・環境教育及びパートナーシップの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。</li> <li>・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。</li> <li>・都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。</li> <li>・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。</li> <li>・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。</li> <li>・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。</li> </ul>

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-5(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>江東区環境基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO 低炭素プラン～</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・自然との共生</li> <li>・環境に配慮した快適なまちづくりの推進</li> <li>・安全・安心な生活環境の確保</li> <li>・環境教育及びパートナーシップの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> <li>・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。</li> <li>・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。</li> </ul>
<p>江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)</p>	<p>本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること</li> <li>・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること</li> <li>・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること</li> <li>・都市環境を意識したまちをつくること</li> <li>・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。</li> <li>・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。</li> <li>・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。</li> <li>・東京大会時の建物は、観客席15,000席を要した水泳会場とし、大会後には座席や屋外の避難階段等を撤去し、観客席を5,000席規模に縮小する計画とする。</li> <li>・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。</li> </ul>
<p>江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)</p>	<p>本計画の基本方針として、以下を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる</li> <li>・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信</li> <li>・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める</li> <li>・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ</li> <li>・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m<sup>2</sup>、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m<sup>2</sup>、接道部緑化約1,280mとする計画としている。</li> <li>・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。</li> <li>・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。</li> <li>・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。</li> <li>・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。</li> </ul>

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-5(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)</p>	<p>基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752g → 平成33年度 717g</p> <p>基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567g → 平成33年度 531g</p> <p>基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3%</p> <p>基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2%</p> <p>※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>
<p>江東区分別収集計画 (平成25年6月)</p>	<p>本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>
<p>KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化対策実行計画 (平成22年3月)</p>	<p>環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。</p> <p>[地球環境貢献目標] (H17(2005)年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆短期目標：平成26年度までに -10%</li> <li>◆中期目標：平成32年度までに -20%</li> <li>◆長期目標：平成62年度までに -80%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。</li> <li>太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。</li> <li>都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。</li> <li>計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。</li> <li>軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。</li> <li>計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。</li> </ul>

## 4.2.8 計画の変更に伴う予測・評価の見直し

「4.2.4 計画の変更理由及び概要」に示したとおり、今回の計画の変更によって建物の形状等が変わるため、表 4.2-6(1)～(3)に示すとおり予測・評価の見直しの必要性を検討した。

開催前における予測について、建物の形状等の変更に伴って見直しの検討が必要となる環境影響要因は、「施設の建設（仮設除く）」、「建築物の出現（仮設除く）」である。評価書においてこれらの環境影響要因による予測を行った項目のうち、今回予測・評価の見直しが必要となる項目として、日影、景観、廃棄物の3項目を抽出した（予測・評価の見直しの詳細は、資料編 p.19 参照）。

表 4.2-6(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの必要性
大気等	開催前	【大気等の状況の変化の程度】 施行計画の変更が生じるが、工事用車両台数が最大となる時期に変更はない。また、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質排出量が最大となる時期は変更になるが、排出量に変化はなく、影響が最大となる時期にフォローアップ調査を実施済みのため、予測・評価の見直しは行わない。	×
	開催後	【大気等の状況の変化の程度】 建築計画の変更が生じるが、熱源施設の種類及び台数に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
生物の生育・生息基盤	開催前・開催後	【生物・生態系の賦存地の改変の程度】 【新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
生物・生態系	開催前・開催後	【陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 【生育・生息環境の変化の内容及びその程度】 【生態系の変化の内容及びその程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
緑	開催前・開催後	【植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度】 建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
騒音・振動	開催前	【工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動】 【建設機械等の騒音及び振動】 施行計画の変更が生じるが、工事用車両台数が最大となる時期に変更はない。また、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期は変更になるが、騒音・振動レベルに変化はなく、影響が最大となる時期にフォローアップ調査を実施済みのため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-6(2) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの必要性
日影	開催後・開催前	<p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>【日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物】</p> <p>建築計画の変更に伴い、建築物の最高高さや形状に変更が生じるため、予測・評価の見直しを行う。</p>	○
景観	開催後・開催前	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>【緑視率の変化の程度】</p> <p>建築計画の変更に伴い、建築物の最高高さや形状に変更が生じるため、予測・評価の見直しを行う。</p>	○
自然との触れ合い活動の場	開催後・開催前	<p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】</p> <p>【自然との触れ合い活動の障害又は促進の程度】</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>建築計画及び施工計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲、触れ合い活動の障害要因や利用経路に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
歩行者空間の快適性	開催後	<p>【緑の程度】</p> <p>【歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度】</p> <p>建築計画の変更が生じるが、計画地へのアクセス経路に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
水利用	開催後	<p>【水の効率的利用への取組・貢献の程度】</p> <p>建築計画の変更に伴い、雨水の集水面積（屋根面積）や貯留槽の諸元に変更が生じるが、水の効率的利用への取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
廃棄物	開催前	<p>【廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等】</p> <p>建築計画及び杭工事の施工方法の変更に伴い、建設発生土、建設廃棄物の発生量に変化が生じる。また、廃棄物処理計画の変更に伴い、受入基準に非適合となる建設発生土を汚染土壌処理施設（管理型処分場等）へ搬出することとなったため、予測・評価の見直しを行う。</p>	○
	開催後	<p>【廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等】</p> <p>建築計画の変更が生じるが、施設の利用者数に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
エコマテリアル	開催前	<p>【エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度】</p> <p>建築計画及び施工計画の変更が生じるが、エコマテリアルの利用等に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
温室効果ガス	開催後	<p>【温室効果ガスの排出量及びその削減の程度】</p> <p>建築計画の変更に伴い、設備の諸元等に変更が生じる可能性があるが、温室効果ガス排出量削減への取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×
エネルギー	開催後	<p>【エネルギーの使用量及びその削減の程度】</p> <p>建築計画の変更に伴い、設備の諸元等に変更が生じる可能性があるが、エネルギー量削減への取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。</p>	×

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

#### 4. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表 4.2-6(3) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目	区分	予測事項及び見直しの理由	見直しの必要性
土地利用	開催前	【未利用地の解消の有無及びその程度】 建築計画の変更が生じるが、計画地の位置及び範囲に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
安全	開催後	【危険物施設等からの安全性の確保の程度】 【移動の安全のためのバリアフリー化の程度】 【電力供給の安定度】 建築計画の変更に伴い、設備の諸元に変更が生じる可能性があるが、安全への取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
消防・防災	開催後	【耐震性の程度】 【津波対策の程度】 【防火性の程度】 建築計画の変更に伴い、設備の諸元に変更が生じる可能性があるが、消防・防災への取組に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通渋滞	開催前	【交通量及び交通流の変化の程度】 施工計画の変更が生じるが、工事用車両台数が最大となる時期、走行ルートに変化はなく、影響が最大となる時期にフォローアップ調査を実施済みのため、予測・評価の見直しは行わない。	×
公共交通へのアクセシビリティ	開催前	【会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度】 施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から計画地の周辺及び計画地までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×
交通安全	開催前	【交通安全の変化の程度】 施工計画の変更が生じるが、公共交通機関から計画地の周辺及び計画地までのアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はないため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

### 4.3 オリンピックアクアティクスセンターの計画の策定に至った経過

オリンピックアクアティクスセンターは、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、新設する計画とされた。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、平成26年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、オリンピックアクアティクスセンターの基本設計について意見を聴取した。

また、平成28年9月以降、都政改革本部オリンピック・パラリンピック調査チームの提言を受けて見直しの検討を行い、平成28年11月29日に、都、国際オリンピック委員会、組織委員会、国による四者協議を実施した結果、現計画地において、当初の2万席規模を1万5千席規模に縮小して新設し、大会後の減築は行わないとの結論に至った。

平成29年4月に、前述のアドバイザリー会議の意見等を踏まえ、東京都としての施設運営計画を公表し、本施設は、選手たちの競い合いを通じて、世界を目指すアスリートを育成するとともに、オリンピック・パラリンピックや国際大会を契機に、水泳の裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成することにより、日本水泳の中心となる世界最高水準の水準の水泳場としていくこととした。

## 5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、大会開催前その1の時点における「大気等」、「騒音・振動」、「交通渋滞」の調査結果である。調査結果の概略は、表5-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5-1(1) 調査結果の概略

項目	調査結果の概略
1. 大気等	<p>ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、年平均値であるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるために単純な比較はできないが、調査期間における二酸化窒素の期間平均値は0.020ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値は0.008mg/m<sup>3</sup>であり、いずれの項目も予測結果を下回っていた。</p> <p>大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素については日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については日平均値の年間2%除外値によって判断されるものであることから、環境基準と本調査結果との単純な比較はできない。ただし、調査期間における二酸化窒素の1時間値の日平均の最大値は0.025ppmであり、環境基準(1時間値の日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を下回っていた。浮遊粒子状物質については、調査期間における1時間値の日平均の最大値は0.014mg/m<sup>3</sup>であり、いずれの項目も予測結果を下回っていた。</p> <p>計画されていた工事用車両大型車の台数に対して実際の台数が低減され、一般車両を含めた大型車の断面交通量も評価書の想定より減少したこと、バックグラウンド濃度が評価書より低い値であったことが要因と考える。</p> <p>また、工事用車両の総量を事前に把握して、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整し、車両の集中を防ぐ等により周辺環境への影響が低減されたと考える。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果(年平均値)に対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるために単純な比較はできないが、フォローアップ調査地点における予測結果と概ね同様な調査結果(二酸化窒素0.030ppm、浮遊粒子状物質0.027mg/m<sup>3</sup>)であった。</p> <p>大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素については日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については日平均値の年間2%除外値によって判断されるものであることから、環境基準と本調査結果との単純な比較はできない。ただし、調査期間における二酸化窒素の1時間値の日平均の最大値はA地点で0.037ppm(公定法)、0.043ppm(簡易法)、B地点で0.056ppmであり、環境基準(1時間値の日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)の範囲内であった。浮遊粒子状物質については、調査期間における1時間値の日平均の最大値は0.047mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回っていた。</p> <p>評価書提出時には、調査時期に山留工事及び杭工事が実施される想定であったが、実際には山留工事及び杭工事に加え土工事が実施されていた。また、建設機械の稼働状況について、建設機械の種類は概ね同様であり、台数がわずかに増加していた。また、バックグラウンド濃度については、江戸川区南葛西測定局の二酸化窒素以外の項目において評価書提出時より高い値となっていた。</p> <p>バックグラウンド濃度が高く、建設機械の稼働台数が増加した一方で、フォローアップ調査結果は、予測結果と概ね同様であった。建設機械の稼働にあたっては、作業計画を事前に検討し、建設機械の稼働時間をずらすなど1日のうちでの稼働時間の平準化を図ったほか、空ぶかしの禁止やアイドリングストップの励行等に努めたことにより周辺環境への影響が低減されたと考える。</p>

表 5-1(2) 調査結果の概略

項目	調査結果の概略
2. 騒音・振動	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音            フォローアップ調査結果の等価騒音レベルは、環境基準値を上回ったが、予測結果を下回った。工事用車両台数に関しては、作業間連絡打合せ時にあらかじめ台数及び時間帯の調整を行う等平準化に努めたことにより、評価書で計画されていた工事用車両大型車の台数に対して実際の車両台数が低減され、一般車両を含めた大型車の断面交通量についても評価書の想定より減少したためと考える。</p> <p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境や近隣に配慮したルートを設定し、走行ルート及び関連法令の遵守について事前指導を行うなど騒音の低減に努めており、今後もより一層、環境保全のための措置を徹底していく。</p> <p>イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動            フォローアップ調査結果の振動レベルは、規制基準値及び予測結果を下回っていた。</p> <p>工事用車両台数に関しては、作業間連絡打合せ時にあらかじめ台数及び時間帯の調整を行う等平準化に努めたことにより、評価書時点で計画されていた工事用車両台数に対して実際の車両台数が低減され、一般車両を含めた断面交通量についても評価書の想定より減少したためと考える。</p> <p>ウ. 建設機械の稼働に伴う騒音            建設作業騒音レベルのフォローアップ調査結果は、1時間値の最大値が74dBであり、勧告基準値を下回っていたが、予測結果を上回っていた。</p> <p>評価書提出時には、調査時期に山留工事及び杭工事が実施される想定であったが、実際には液状化対策工事が実施されていた。また、建設機械の稼働状況について、建設機械の種類は異なっていたが、建設機械台数は低減しており、フォローアップ調査地点についても建設機械までの距離は評価書提出時と比較して離れている。</p> <p>以上のことから、フォローアップ調査結果が予測結果を上回った要因として、建設機械作業騒音の影響は考え難い。フォローアップ調査地点は道路に面しており、北側の工場に出入場する車両や工事用車両が走行していたことから、評価書では想定していなかった道路交通騒音の影響があったと考える。</p> <p>建設機械は、極力低騒音型・超低騒音型の機械を使用しているほか、建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施行計画・工程管理を行うなど騒音の低減に努めており、今後もより一層、環境保全のための措置を徹底していく。</p> <p>エ. 建設機械の稼働に伴う振動            建設作業振動レベルのフォローアップ調査結果は、1時間値の最大値が57dBであり、勧告基準値及び予測結果を下回った。</p> <p>評価書提出時には、調査時期に液状化対策工事が実施される想定であったが、実際に実施されており、稼働台数も概ね想定したとおりであった。</p> <p>以上のことから、建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うことで、建設機械の集中稼働を避けた工事を行うことができ、建設機械の稼働に伴う振動レベルの寄与分は低減されたと考える。</p>
6. 交通渋滞	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度            工事用車両走行台数が最大となる平成29年2月24日の工事用車両台数及び工事用車両を含む一般車両台数の状況は、工事用車両が571台/16時間、一般車両及び工事用車両が20,028台/16時間であった。一般車両及び工事用車両が最も多く走行したのは14時台で、1,465台であったのに対し、その時間帯における工事用車両台数は64台であった。計画されていた工事用車両大型車の台数に対して実際の台数が低減され、一般車両を含めた大型車の断面交通量も評価書の想定より減少している。</p>